

資 料

1. 計画の検討体制・検討経過

(1) 墨田区地域福祉計画推進協議会

墨田区地域福祉計画推進協議会設置要綱

平成5年12月21日
5墨厚厚第555号

(招集)

第5条 推進協議会は、会長が招集する。

(設置)

第1条 墨田区の福祉・保健分野の基本計画である墨田区地域福祉計画の推進及び改定に当たり、墨田区と福祉・保健・医療関係者とが協議するため、墨田区地域福祉計画推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 委員に対しては、会議への出席1回につき別に定める額の報酬を支給する。ただし、区、社会福祉法人墨田区社会福祉事業団及び社会福祉法人墨田区社会福祉協議会の職員には支給しない。

(構成)

第2条 推進協議会は、地域福祉に積極的に関与している個人、団体等の中から、区長が任命し、又は委嘱する委員21人以内をもって構成する。

(庶務)

第8条 推進協議会の庶務は、福祉保健部厚生課において処理する。

(会長及び副会長等)

第3条 推進協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、推進協議会の委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会議を主宰し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成6年2月1日から適用する。

(協議事項)

第4条 推進協議会は、区長の求めに応じ、次の事項を協議し、その結果を報告する。

(1) 墨田区地域福祉計画に基づく事業の推進に関すること。

(2) 墨田区地域福祉計画の見直しに関すること。

(3) その他区長が必要と認める事項

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

墨田区地域福祉計画推進協議会委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等	任 期
会 長	野 原 健 治	興望館館長	22. 4. 1～24. 3. 31
副会長	山 口 稔	関東学院大学教授	同上
委 員	鈴 木 洋	すみだ医師会会長	同上
委 員	小 西 正 裕	東京都本所歯科医師会会長	同上
委 員	青 山 晰 子	墨田区薬剤師会会長	同上
委 員	大 屋 善次郎	墨田区民生委員・児童委員協議会会長	22. 4. 1～22. 11. 30
委 員	吉 田 政 美	墨田区民生委員・児童委員協議会会長	22. 12. 1～24. 3. 31
委 員	西 山 恒 八	墨田区障害者施策推進協議会会長	22. 4. 1～24. 3. 31
委 員	浮 嶋 松 男	墨田区障害者団体連合会会長	同上
委 員	横 田 一 夫	墨田区老人クラブ連合会副会長	同上
委 員	植 竹 香 苗	墨田区特別養護老人ホーム たちばなホーム施設長	同上
委 員	今 牧 茂	墨田区社会福祉事業団事務局長	同上
委 員	深 野 紀 幸	墨田区社会福祉協議会事務局長	同上
委 員	北 村 嘉津美	墨田区男女共同参画推進委員会委員	同上
委 員	石 鍋 光 子	朗読奉仕「くさぶえ」	同上
委 員	伊 藤 林	個人ボランティア	同上
委 員	本 宮 秀 明	全国福祉情報研究会3 SUNネット墨田支部	同上
委 員	小 川 昭	墨田区ボランティアサークル連絡会会長	同上
委 員	齊 藤 宮 子	点訳グループ「きつつき」会長	同上
委 員	細 川 保 夫	墨田区福祉保健部長	同上
委 員	鈴 木 陽 子	墨田区子育て支援担当部長	同上
委 員	稲 垣 智 一	墨田区保健衛生担当部長	同上

墨田区地域福祉計画推進協議会計画改定作業部会委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等
部会長	野 原 健 治	興望館館長
委 員	山 口 稔	関東学院大学教授
委 員	布 施 英 雄	共愛館理事長
委 員	永 廣 修	すみだボランティアセンター所長
委 員	植 竹 香 苗	墨田区特別養護老人ホームたちばなホーム施設長
委 員	小 川 昭	墨田区ボランティアサークル連絡会会長
委 員	相 澤 邦 雄	墨田区福祉保健部厚生課長
委 員	高 村 弘 晃	墨田区福祉保健部高齢者福祉課長
委 員	岩 佐 一 郎	墨田区福祉保健部子育て支援担当子育て計画課長

■ 墨田区地域福祉計画推進協議会検討経過

第1回	平成22年5月25日(火) 午後2時～午後4時 墨田区役所 庁議室	・ 墨田区地域福祉計画の改定について
第2回	平成22年11月15日(月) 午後2時～午後4時 墨田区役所 123 会議室	・ 墨田区地域福祉計画の「中間のまとめ(案)」について ・ 墨田区地域福祉計画等の進捗状況報告について
第3回	平成23年2月4日(金) 午前10時～午前12時 墨田区役所 121 会議室	・ 墨田区地域福祉計画(案)について

■ 墨田区地域福祉計画推進協議会計画改定作業部会検討経過

第1回	平成22年6月2日(水) 午後2時30分～午後5時 興望館	・ 作業部会の発足とメンバー、役割について ・ 作業部会の進め方、拡大作業部会等について ・ 地域福祉ワークショップ「ワールド・カフェ」の実施について
第2回	平成22年6月18日(金) 午後5時～午後7時 墨田区役所 82 会議室	・ ワールド・カフェの実施結果について ・ 墨田区地域福祉計画の評価(現計画の総括)について ・ 拡大作業部会の進め方について ・ 墨田区地域福祉計画素案の構成について
第3回	平成22年7月12日(月) 午後5時～午後7時 墨田区役所 82 会議室	・ 高齢者・児童分野の拡大作業部会の実施結果について ・ 今後の拡大作業部会の進め方について
第4回	平成22年8月20日(月) 午後5時～午後7時 墨田区役所 21 会議室	・ ボランティア・生活困窮者・障害者分野の拡大作業部会の実施結果について ・ 墨田区地域福祉計画案について
第5回	平成22年9月13日(月) 午後5時～午後7時 墨田区役所 21 会議室	・ 墨田区地域福祉計画の「中間のまとめ(案)」について
第6回	平成22年10月4日(月) 午後5時～午後7時 墨田区役所 91 会議室	・ 墨田区地域福祉計画の「中間のまとめ(案)」について

(2) 墨田区地域福祉計画推進本部

墨田区地域福祉計画推進本部設置要綱

平成5年12月21日
5墨厚厚第555号

(設置)

第1条 地域福祉計画に基づく福祉施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、墨田区地域福祉計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(構成)

第2条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、区長とし、推進本部を総括する。

3 副本部長は、副区長とする。

4 本部員は、教育長及び部長（部長相当職を含む。）の職にある者をもって充てる。

5 本部長は、特に必要があると認めるときは、審議事項に関係のある職員に推進本部への出席を求めることができる。

(審議事項)

第3条 推進本部において審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 墨田区地域福祉計画及び福祉保健分野の個別計画に基づく施策の総合調整及び推進に関すること。

(2) その他本部長が必要と認める事項

(招集)

第4条 推進本部は、本部長が招集し、主宰する。

2 本部長に事故があるときには、副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表に掲げる者をもって構成する。

3 幹事会は、推進本部に付議する事案を調査・検討するほか、施策の推進に必要な事項を協議する。

4 幹事会は、効率的な運営を図るため必要と認めるときは、協議事項に関係のある幹事をもって開催することができる。

5 幹事会に、ワーキンググループを置くことができる。

6 ワーキンググループの構成員及び検討事項並びに運営に関する事項は、福祉保健部長が定める。

(事務局)

第6条 推進本部に事務局を置く。

2 事務局長は、福祉保健部長をもって充てる。

3 事務局長は、次の職務を行う。

(1) 幹事会を招集し、主宰すること。

(2) 推進本部に付議する事案の調整、整理及び提出に関すること。

(3) 推進本部の決定事項に係る事務の執行調整に関すること。

(4) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

4 事務局長は、前項第2号から第4号までの事務を行うに当たり、各本部員等に対し、必要な資料の提出又は報告を求めることができる。

5 事務局長は、必要に応じて、協議事項に関係のある職員に幹事会への出席を求めることができる。

6 事務局の庶務は、福祉保健部厚生課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営その他必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成6年2月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

[別 表]

墨田区地域福祉計画推進本部幹事会構成員	
企 画 経 営 室	企画・行政改革担当課長
総 務 部	総務課長
区 民 部	窓口課長
区民活動推進部	区民活動推進課長
区民活動推進部環境担当	リサイクル清掃課長
産 業 観 光 部	生活経済課長
福 祉 保 健 部	厚生課長、保護課長、障害者福祉課長、介護保険課長、 高齢者福祉課長
福祉保健部子育て支援担当	子育て計画課長、児童・保育課長、 子育て支援総合センター館長
福祉保健部保健衛生担当	保健計画課長、向島保健センター所長、本所保健センター所長
都 市 計 画 部	都市計画課長
都 市 整 備 部	都市整備課長
教育委員会事務局	庶務課長

墨田区地域福祉計画改定ワーキンググループ構成員		
委員長	福祉保健部 厚生課長	
委 員	企 画 経 営 室	企画・行政改革担当主査、政策担当主査
	総 務 部	人権同和・男女共同参画課男女共同参画担当主査
	危機管理担当	防災課防災係長
	区民活動推進部	区民活動推進課区民活動推進担当主査
	福 祉 保 健 部	厚生課厚生担当主査、保護課保護第五係主査 障害者福祉課障害者企画担当主査、 介護保険課管理・計画担当主査 高齢者福祉課高齢者支援担当主査
	子育て支援担当	子育て計画課子育て計画担当主査
	保健衛生担当	保健計画課保健計画担当主査
	都 市 計 画 部	都市計画課庶務・交通担当主査
	都 市 整 備 部	都市整備課事業調整担当主査
	教育委員会事務局	庶務課庶務・教職員担当主査

■墨田区地域福祉計画推進本部検討経過

第1回	平成22年11月9日(火) 午前11時～午前12時 墨田区役所 庁議室	<ul style="list-style-type: none"> 墨田区地域福祉計画、墨田区障害者行動計画の「中間のまとめ(案)」について 墨田区地域福祉計画等の進捗状況報告について
第2回	平成23年1月25日(火) 午前11時～午前12時 墨田区役所 庁議室	<ul style="list-style-type: none"> 墨田区地域福祉計画、墨田区障害者行動計画中間のまとめのパブリック・コメント手続の実施結果について 墨田区地域福祉計画(案)、墨田区障害者行動計画(案)について

■墨田区地域福祉計画推進本部幹事会検討経過

第1回	平成22年11月1日(月) 午後1時30分～ 午後2時30分 墨田区役所 123会議室	<ul style="list-style-type: none"> 墨田区地域福祉計画、墨田区障害者行動計画の「中間のまとめ(案)」について 墨田区地域福祉計画等の進捗状況報告について
第2回	平成23年1月18日(火) 午前10時30分～ 午前11時30分 墨田区役所 121会議室	<ul style="list-style-type: none"> 墨田区地域福祉計画、墨田区障害者行動計画中間のまとめのパブリック・コメント手続の実施結果について 墨田区地域福祉計画(案)、墨田区障害者行動計画(案)について

■墨田区地域福祉計画推進ワーキンググループ検討経過

第1回	平成22年5月31日(月) 午前10時～ 午前11時30分 墨田区役所 81会議室	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画の改定について 計画改定概要、骨子(案)、協議会の概要 地域福祉の推進に基づく各課の課題について
第2回	平成22年10月19日(火) 午前10時～午前11時 墨田区役所 123会議室	<ul style="list-style-type: none"> 墨田区地域福祉計画の「中間のまとめ(案)」について

2. ワークショップ・拡大作業部会の結果概要

ワークショップや拡大作業部会、庁内の墨田区地域福祉計画推進ワーキンググループでは、地域福祉推進にむけてさまざまな意見があげられました。以下は、その内容から、墨田区における地域福祉推進にむけた課題をカテゴリーごとに分類・整理したものです。

課 題	具体的な意見(問題意識)
福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの頃からの福祉教育を推進することが重要。 ● 地域とかかわる 10 代・20 代が増えるよう、高校生の福祉教育も充実を。 ● ボランティア精神の見直し、ボランティア体験の充実を。 ● 学校だけでなく、地域のさまざまな機会を通じた福祉教育が必要。
福祉人材の発掘・育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティアに興味があるのに実際には活動していない人を活動につなげるしくみが必要。 ● 団塊・シニア世代やお父さん、サラリーマンの出番づくりを。 ● 民生委員の後継者が不足している、民生委員を支えるネットワークがない。 ● 地域づくりを進めるキーパーソンとしての役割を担うコーディネーターの育成を。
町会・自治会組織の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ● 都内の中では町会・自治会活動が活発だが、最近では組織が高齢化している。 ● 古い体質の組織があり、若い人が参加しづらい。どうやって参加してよいかわからない人もいる。新しい人、若い人が活躍できるようにすべき。
ボランティアやNPO活動等の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域で活動する人が偏っている。 ● 個人ボランティア登録者数が伸び悩んでいる。 ● 社会人がボランティア活動できるような体制づくりが必要。 ● 地域活動の拠点が必要。

課 題	具体的な意見(問題意識)
地域の人と人とのつながりの再生	<ul style="list-style-type: none"> ● 少子高齢化や核家族化、マンション等の集合住宅の増加などにより、次第に地域のつながりが弱くなってきている。 ● 家族のきずなを深める機会も少なくなってきている。 ● 人と人とのつながりが強く、あいさつ・声かけから人がつながる連帯感あるまちづくりを。 ● 小学校単位で地域のつながりをつくることが重要。 ● 多くの世代が交流できる場が必要。 ● 障害者への地域の理解を育むためには、自然なかたちでの交流を増やしていくことが大事。
支えあい・助けあいのネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域のつながりが弱まっている中で、地域で孤立している高齢者、障害者等の問題、孤立死の問題が生じている。 ● 両隣からの支えあい・助けあい、見守りあうまちづくりを。 ● 災害時要援護者支援体制の周知・充実を。 ● 障害児の学童の送迎や、親亡き後の障害者の地域生活支援など、地域で障害児・者を支えていくことが必要。
共生意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域のつながりが残っている反面、異質な人を受け入れにくい排他性がある。 ● 偏見や差別意識を解消し、互いに知り合い、ふれあう中で、理解しあえる機会づくりを。 ● 地域から孤立しがちな人、排除されている人が相談できる場が必要。

3. 用語解説

NPO	民間非営利組織（Non-Profit Organization）の略称で、営利を目的とせず、社会貢献を目的として活動する民間団体の総称です。
協治(ガバナンス)	区民、地域団体、NPO、企業、区など多様な主体が、それぞれ果たすべき責任と役割を自覚しながら、共に考え、行動することで、地域の課題の解決を図ろうという社会のあり方のことです。 区では、平成23年4月1日から「墨田区協治（ガバナンス）推進条例」を施行し、より広範に区民や区内団体・事業者等との協働による地域運営を推進しようとしています。
心のバリアフリー	高齢者、障害者等が安心して日常生活や社会生活ができるようにするために、施設整備（ハード面）だけでなく、高齢者、障害者等の困難を自らの問題として認識し、偏見や誤解などに起因する心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力していくことを意味します。
小地域福祉活動	地域の住民同士の支えあい・助けあい活動のこと。区内では、お互いが顔見知りである町会・自治会を範囲に活動が展開されています。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人の財産管理や施設への入退所等の生活に配慮する身上監護を、本人に代わって、法的に権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人を保護し、権利が守られるよう支援する制度です。本人の判断能力の程度により、後見・補佐・補助の3つの類型があります。
ソーシャル・インクルージョン	社会から疎外されている、孤立しているといった状況にある人々を、社会的つながりを構築することによって、社会の構成員として包み支えあっていこうという考え方のことです。
団塊・シニア世代	団塊の世代とは、1947（昭和22）年から1949（昭和24）年までのベビーブームに生まれた世代のことです。シニア世代とは、本計画では50代・60代の世代のことを指しています。
DV(ドメスティック・バイオレンス)	夫や恋人、パートナーなど親密な関係にある（あった）異性からふるわれる暴力のことです。広い意味では、女性や子ども、高齢者や障害者など、家庭内の弱者への暴力としても使われることがあります。
プラットフォーム	本計画では、共通の目的（地域課題の解決）を達成するために、地域福祉のさまざまな担い手が出会い、情報交換や話しあいなどを行いながら連携・協働する場のことを指しています。
ユニバーサルデザインとバリアフリー	ユニバーサルデザインは、製品、建物、環境について、男性も女性も、障害のある人もない人も、あらゆる人が利用しやすいよう、はじめから考えてデザインするという考え方のことです。すでにあるバリア（障壁）を取り除くバリアフリーに対して、ユニバーサルデザインは最初からバリアを生み出さないことを意味します。

4. 付属資料①－第5章「取り組み内容」体系表

基本目標	取り組み項目	目標(平成 32 年度の姿)	取り組み内容
<p style="text-align: center;">1</p> <p>区民が安心して暮らせる福祉のまちをつくる</p>	<p>(1) 地域の中で共に生きる意識を高める (ソーシャル・インクルージョンのまちづくり)</p>	<p>地域の中で共に生き、支えあっていこうという意識が地域に根付き、誰もが疎外・差別されることなく暮らしています。</p>	<p>人それぞれの個性を互いに尊重し、誰もが地域社会の一員として共に支えあう意識を高める各種の啓発や、交流・支援活動を実施します。</p>
	<p>(2) 誰もが移動しやすいまちをつくる (ユニバーサルデザインのまちづくり)</p>	<p>誰もが移動しやすい墨田区内になっています。</p>	<p>公共施設や民間施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進するとともに、移動に困難を抱えている人に対して積極的に支援をする地域をつくります。</p>
	<p>(3) 要援護者を守る防犯・防災体制を整備する</p>	<p>要援護者が犯罪にあわず、災害時に救助される地域の支援体制が確立されています。</p>	<p>高齢者や障害者、子どもなどの要援護者が犯罪にあわないよう、また、災害時に救助されるように、地域の支援体制を整備します。</p>

各主体が担う役割	平成 27 年度までの 到達目標	主な事業・活動
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 区民：区や地域団体等が実施する啓発活動やイベントに積極的に参加し、交流を広げます。 ◆ 地域団体、福祉施設（事業者）：交流活動を自ら実施するとともに、区や他の団体・施設・事業者が実施する活動にも参加します。 ◆ 区、社会福祉協議会：人権意識、共生意識を高める事業やさまざまな交流・支援事業を実施していきます。／区や地域団体等が実施する啓発活動やイベントに、区民が参加しやすい体制づくりに努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 人権啓発事業や障害児・者等に対する理解を促進する活動が盛んに行われています。 ◆ 障害者の自主生産品等の常設の販売コーナーが設置され、地域との交流が広がっています。 ◆ 地域の中で共に生き、社会的自立をめざす意識が高まり、ソーシャル・インクルージョンの考え方に基づく交流・支援活動が展開されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 人権の啓発 ◆ 障害や障害者への理解の促進 ◆ 障害者の自主生産品等の共同販売 ◆ 障害者の就労支援 ◆ 精神障害者への退院促進支援 ◆ 障害児の社会参加と家族への支援 ◆ ソーシャル・インクルージョンの考え方の普及・啓発
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 区民：まちで困っている人をみかけたら声をかけ・手助けをする、自転車は自転車置き場に止めるなど、誰もが外出しやすい環境となるよう、できることから取り組みます。 ◆ 商店・事業所：店舗等のバリアフリー整備を行います。整備ができない場合は、お困りの方に手を貸すなどの行動を行います。 ◆ 区：道路や交通機関、公共施設、民間施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進・支援するとともに、誰もが暮らしやすい生活環境の整備にむけた区民の意識啓発やまちのバリアフリー情報の発信を行っていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ユニバーサルデザインによる対応が、公共施設及び大規模民間施設で広く進んでいます。 ◆ 中小規模の民間施設において、区の助成金制度の活用などにより、バリアフリー化対応の整備が進んでいます。 ◆ まちで移動に困っている人に積極的に声をかける人や障害物の除去に配慮する人の割合が高まっています。 ◆ バリアフリーに関する情報が広く共有されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 福祉のまちづくり施設整備への助成 ◆ バリアフリーマップの作成・運営 ◆ 公共サインの整備 ◆ 道路のバリアフリー整備 ◆ 公園等の公衆トイレの整備 ◆ 公園出入口のバリアフリー ◆ 歩道の新設・拡幅 ◆ 心のバリアフリーの普及・啓発と実践
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 区民：町会・自治会で実施している防犯・防災活動に参加します。／日ごろの取り組みの中から、地域の高齢者や障害者、子どもなどの要援護者の把握に努め、犯罪の抑制にむけた取り組みを実施するとともに、災害時には救助等の支援を行います。 ◆ 町会・自治会等：防災訓練や防犯パトロールを実施し、地域住民の参加を促します。／災害時要援護者サポート隊の結成・活動に努めます。／住民が参加しやすい体制づくりに努めます。 ◆ 区：災害時要援護者支援体制の整備や、高齢者や障害者、子どもなどが犯罪にあわないための支援体制を整備します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 日ごろの取り組みを通じて、要援護者が犯罪や災害の被害にあわないよう行動していく意識が地域で高まっています。 ◆ 災害時に要援護者を救助できるように、「墨田区災害時要援護者総合支援プラン」に基づく支援体制が整備され、多くの人に周知されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 防犯パトロール用品の配布 ◆ 地域安全マップの作成 ◆ 要援護者への災害時支援体制の整備 ◆ 災害時要援護者サポート隊の結成・活動支援 ◆ 災害ボランティア活動体制の整備

基本目標	取り組み項目	目標(平成 32 年度の姿)	取り組み内容
<p style="text-align: center;">2</p> <p>区民が安心して利用できる福祉サービスを提供する</p>	<p>(1)地域の相談支援体制を充実する</p>	<p>身近な窓口でさまざまな問題に関する相談が気軽にできるようになっており、また、迅速に対応・解決できる体制が確立されています。</p>	<p>さまざまな地域の問題について、誰もが利用しやすい相談体制と問題に迅速に対応・解決するシステムの整備を推進します。</p>
	<p>(2)支援が必要な人の権利を守る</p>	<p>福祉サービスを必要とする区民の権利が守られ、適切なサービスを利用して地域で安心して暮らしています。</p>	<p>福祉サービスを必要とする区民の権利を守ります。また、適切にサービスが利用できる支援体制を整備します。</p>

各主体が担う役割	平成 27 年度までの到達目標	主な事業・活動
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 区民：問題について、どこへ、誰に相談すればよいか、地域の相談窓口や民生委員・児童委員について理解を深めます。 ◆ 民生委員・児童委員：地域の相談支援機関や民生委員・児童委員等の活動を周知します。／地域で支援を必要としている人を相談支援機関に速やかにつなぎます。 ◆ 福祉施設（事業者）、社会福祉協議会：相談機関における相談機能の充実を図ります。／地域の関係機関間の連携や職員の資質向上を図り、多様な地域の課題に迅速に対応・解決にあたります。 ◆ 区：区民が利用しやすい、総合的な福祉相談窓口体制を整備します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 区、社会福祉協議会をはじめとする各相談機関間の連携が強化されています。 ◆ 区民が利用しやすい、総合的な福祉相談窓口体制が検討され、整備が進められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 区内の相談機関相互の連携強化 ◆ 地域包括支援センター ◆ 高齢者みまもり相談室 ◆ 子育て支援総合センター ◆ 精神保健相談（こころの健康相談）
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 区民：認知症高齢者や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の権利を守る、成年後見制度についての理解を深めます。 ◆ 民生委員・児童委員、福祉施設（事業者）：判断能力が不十分な人を必要な支援につなぎます。 ◆ 社会福祉協議会：福祉サービスの利用支援「地域福祉権利擁護事業」や身体・知的・精神の障害により、自分で財産の保全が困難である方などの「財産保全サービス」、「成年後見制度利用支援事業」、福祉サービス利用に関する「苦情対応」などの支援を総合的・一体的に行います。 ◆ 区：区民の権利が守られるよう、適切な政策を立て、各主体者の活動の支援等に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 判断能力が不十分な人の権利擁護事業や成年後見制度について、多くの区民が理解し、必要な人が利用しています。 ◆ 社会貢献型後見人（市民後見人）が育成され、活動しています。 ◆ 社会福祉協議会（すみだ福祉サービス権利擁護センター）が実施している苦情相談、苦情調整委員会が、よく知られ、適切に利用されています。 ◆ 高齢者・障害者・児童における虐待防止ネットワークの機能強化により、虐待防止・早期発見・当事者の支援等に迅速な対応が行われ、高齢者・障害者・児童の権利が擁護されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 成年後見制度の利用支援 ◆ 社会貢献型後見人の育成・支援 ◆ 権利擁護相談 ◆ 地域福祉権利擁護事業 ◆ 福祉サービスに関する苦情受付 ◆ 精神障害者への退院促進支援（再掲） ◆ 高齢者に対する虐待防止 ◆ 障害者に対する虐待防止 ◆ 児童に対する虐待防止

基本目標	取り組み項目	目標(平成 32 年度の姿)	取り組み内容
<p style="text-align: center;">2</p> 区民が安心して利用できる福祉サービスを提供する	(3) 福祉サービスの量と質を確保する	福祉サービスの利用者がサービスを適切に選択し、利用しています。	福祉サービスの利用者がサービスを適切に選択できるよう、サービスの質と量を確保し、適切に選択・利用できるようにします。
	(4) 生活に困難を抱えている人の自立を支援する	貧困により日常生活に支障をきたすことがなく、誰もが自立した生活を送り、また、自立をめざして前向きに暮らしています。	地域のあらゆる社会資源を活用し、生活困窮者を支援します。

各主体が担う役割	平成 27 年度までの 到達目標	主な事業・活動
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 区民：地域の課題を解決するための活動に協力・参加します。 ◆ 地域団体：得意分野を活かし、区との協働のもと、地域のニーズや課題に対応した活動・サービス提供を推進します。 ◆ 福祉施設（事業者）：専門性を発揮して、質の高い福祉サービス事業を提供します。／区との協働のもと、地域のニーズや課題に対応した活動・サービス提供を推進します。／サービスの担い手の研修や活動・サービスに対する評価を通じて、活動・サービスの質の確保に取り組みます。 ◆ 社会福祉協議会：地域のニーズや課題に対し、住民参加によるサービス提供を推進します。／地域の課題を解決するために必要な新たな活動やサービスの研究・開発に取り組みます。 ◆ 区：福祉サービスが適切に選択・利用できるように、サービスの質と量の確保及び適切に選択できるシステムの整備に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 福祉サービス事業者が、福祉サービス第三者評価制度等の外部評価を受けています。 ◆ 第三者機関による評価制度がよく知られており、サービスの選択に適切に利用されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ すみだハート・ライン 21 ◆ ミニサポート事業 ◆ ファミリー・サポート・センター ◆ 福祉サービス第三者評価制度の推進
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 区民：区民一人ひとりが、自立した生活を継続できるよう努力するとともに、家族や近隣の人々を見守り・支援し、お互いに助けあって生活していきます。 ◆ 地域団体、福祉施設（事業者）：生活困窮者が自立した地域生活に戻れるよう、もしくは続けられるよう支援します。 ◆ 区、社会福祉協議会：生活に困窮している区民への生活相談を実施し、生活保護や貸付等、必要とする支援を実施していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域団体等と区との連携・協働のもと、生活保護受給者が地域の一員として充実した生活を送ることをめざす、社会生活の自立支援の充実が図られています。 ◆ ホームレスや経済的に困窮している人が、孤立することなく生活をしています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 療養資金・高額療養費の貸付 ◆ 私立高等学校等入学資金の貸付 ◆ 生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム・就労支援相談員活用プログラム ◆ 被保護世帯の高校進学等支援プログラム ◆ 元ホームレス被保護者自立支援プログラム ◆ 母子自立支援プログラム ◆ 生活福祉資金貸付事業

基本目標	取り組み項目	目標(平成 32 年度の姿)	取り組み内容
<p style="text-align: center;">3</p> <p>区民の積極的な地域活動を進める</p>	<p>(1)福祉の施策や活動に関する情報を伝える</p>	<p>誰もが地域福祉に関する施策や活動についての情報を、必要に応じて得ることができるようになっています。また、知ってもらいたい人に情報が伝わっています。</p>	<p>地域福祉に関する施策や活動についての情報が、その情報を必要とする人や、それを知れば活動に参加したいと考えている人に届くよう、各主体が多様な手段で伝達に努めます。</p>
	<p>(2)地域福祉に関する学びあいを推進する</p>	<p>地域福祉への理解と関心が各世代において高まっており、ボランティア活動などに参加する人が多くなっています。</p>	<p>地域、企業、社会福祉協議会、教育委員会などの各主体が連携を図り、子どもから高齢者までの各世代において、さまざまなテーマで福祉教育を推進し、区民の地域福祉への理解・関心とボランティア活動などへの参加を促進していきます。</p>

各主体が担う役割	平成 27 年度までの 到達目標	主な事業・活動
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 区民：地域福祉に関する施策や活動についての情報を積極的に入手し、地域福祉についての理解を深めます。 ◆ 地域団体、福祉施設（事業者）、社会福祉協議会：自身がもつ情報発信手段を活用して、地域福祉に関する施策や地域活動についての周知活動を推進します。 ◆ 区：区民や地域団体等が地域福祉活動を行っていくために必要な情報を積極的に提供していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 必要な人や知ってもらいたい人に、地域福祉に関する施策や活動の情報が概ね周知されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 区の施策情報の発信 ◆ 社会福祉協議会の活動情報の発信 ◆ 民生委員・児童委員活動の発信 ◆ （仮称）地域福祉・ボランティアフォーラムの開催 ◆ 地域福祉に関する情報の発信 ◆ 「すみだ・ボランティアの日」の啓発
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 区民：福祉教育の機会に積極的に参加し、地域の福祉に対する理解と関心を深めるとともに、地域福祉の担い手として、地域の課題を解決する行動力を養います。 ◆ 地域団体：活動を通じて、区民の福祉意識の啓発や体験を通じた学習機会の提供を進めます。 ◆ 福祉施設（事業者）：施設の地域開放など、区民が福祉を身近に感じられる機会を積極的につくり出します。／地域のボランティアや小・中学生等の体験学習等の受け入れを促進し、体験を通じた学習機会を提供します。 ◆ 社会福祉協議会：学校との連携を強化し、小学校から高校まで、学校における福祉教育を推進します。／各種講座や体験プログラムの開催等を通じて、区民の福祉に対する理解と関心を高めます。／地域の関係機関・団体等との連携・協働により、福祉教育プラットフォームの形成を推進します。 ◆ 区：区立学校の教育プログラムにおいて、社会福祉協議会などと連携して、福祉教育を推進します。／福祉教育プラットフォームの形成を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域福祉への関心が各世代を通じて高まっています。 ◆ 身近な福祉課題について、関係する区民や機関が集まり、解決にむけて取り組むことにより、区民同士が学びあい、地域福祉の担い手として成長していける場（福祉教育プラットフォーム）が設けられています。 ◆ 各世代を通じた段階的、継続的な福祉教育プログラム体系の構築により、年齢層や経験に応じて、多様な福祉教育が受けられるようになっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 小・中・高等学校での「福祉教育」プログラムの実施 ◆ 小・中・高等学校での「ボランティア協力校」の推進 ◆ 小地域福祉活動への区民の理解促進 ◆ ボランティア育成プログラムの充実 ◆ 課題別プラットフォームの形成促進

基本目標	取り組み項目	目標(平成 32 年度の姿)	取り組み内容
<p style="text-align: center;">3 区民の積極的 な地域活動を 進める</p>	<p style="text-align: center;">(3) 地域福祉の担い手を育 成・支援する</p>	<p>地域福祉活動に継続的に携 わる人が地域に豊富にいま す。</p>	<p>民生委員・児童委員やボラン ティアセンターの登録者な どが十分に活動できるよう に、地域全体で支援します。 また、町会・自治会などの小 地域で福祉活動を担う人材 を育成・支援します。</p>

各主体が担う役割	平成 27 年度までの 到達目標	主な事業・活動
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 区民：自らの知識や経験を活かして、できることから地域福祉活動に取り組みます。／民生委員・児童委員について理解を深め、その活動に協力します。 ◆ 地域団体：イベントや講座、地域の行事の開催などの活動を通じて、地域福祉の担い手となる区民を発掘し、活動につないでいきます。 ◆ 福祉施設（事業者）：事業や活動へのボランティア受け入れなどを通じて、ボランティア等の地域福祉人材を発掘・育成します。 ◆ 社会福祉協議会：各種講習講座等の開催を通じて、幅広い世代のボランティア確保・育成を推進します。／学校と連携して、次代の地域福祉の担い手となる生徒・学生のボランティア活動を促進します。／小地域福祉活動に取り組むグループを育成します。／小地域福祉活動を実践する人の中から、その活動の核となる小地域福祉活動のリーダーを育成します。 ◆ 区：民生委員・児童委員に関する支援やPRを行うとともに、社会福祉協議会をはじめとする地域団体の事業・活動を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域における民生委員・児童委員の存在意義や重要性が広く周知されています。 ◆ ボランティア活動の参加促進が図られ、地域福祉の担い手が増えています。 ◆ 地域で福祉活動を担う人など地域福祉の推進役となる地域福祉活動コーディネーターが育成され、地域で活躍しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 民生委員・児童委員活動の支援 ◆ ファミリー・サポート・センター（再掲） ◆ 子育てサポーターの育成 ◆ 学校内のコーディネーターの養成 ◆ ボランティア育成プログラムの充実（再掲） ◆ シニア世代のボランティア活動の参加促進 ◆ コミュニティワーカーの配置 ◆ 地域福祉活動コーディネーターの発掘・育成

基本目標	取り組み項目	目標(平成 32 年度の姿)	取り組み内容
<p style="text-align: center;">3</p> <p>区民の積極的な地域活動を進める</p>	<p>(4)地域活動を活性化する</p>	<p>より多くの区民が地域活動に参加し、地域で活躍しています。</p>	<p>地域活動に多くの区民が参加するよう、地域全体で推進していきます。</p>

各主体が担う役割	平成 27 年度までの 到達目標	主な事業・活動
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 区民：町会・自治会活動など、地縁型の活動への理解を深め、積極的に参加します。／ボランティアやNPO等が行う地域活動に協力・参加します。／活動の場の提供、募金や寄付等により、地域活動を支援します。 ◆ 町会・自治会等、地域団体：地域の住民に町会・自治会の意義を伝え、加入を促進し、自治活動の強化に取り組みます。／町会に属している住民とマンション等の自治会に属している住民間の交流や情報交換を推進します。／さまざまな地域活動を主体的に実践・推進します。／地域団体間や福祉施設等の関係機関との交流や連携を促進します。 ◆ 福祉施設（事業者）：施設の専門性を活かして、地域活動に取り組みます。／活動の場の提供や施設備品の貸し出しなどにより、地域活動を支援します。 ◆ 社会福祉協議会：ボランティアのコーディネート機能を充実し、住民活動やボランティア活動を促進します。／地域団体、福祉施設等が交流や連携できる機会をつくります。／それぞれの地域の実情にあった活動プログラムの提案や、活動の場の提供等を通じて、地域福祉活動を支援します。 ◆ 区：地域活動に多くの区民が参加するよう支援・促進事業を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 町会・自治会活動に参加している人が多くなっています。 ◆ 地区ごとに町会とマンションなどの集合住宅との交流・相互支援が進んでいます。 ◆ お祭りなどの地域イベントや地域の防火・防犯活動などの活動が活発になっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 町会・自治会活動の支援 ◆ 町会・自治会における地域福祉活動の推進 ◆ ボランティア活動に対する支援 ◆ NPO活動の支援 ◆ 区民活動センター（仮称）の整備 ◆ 企業のボランティア活動の参加促進 ◆ 介護支援ボランティアポイント制度 ◆ 魅力ある公園花壇づくり

基本目標	取り組み項目	目標(平成 32 年度の姿)	取り組み内容
<p style="text-align: center;">4</p> <p>区民が地域で 支えあい・助 けあうしくみを 確立する</p>	<p>(1)日ごろからの地域のつながりをつくる</p>	<p>困ったときに相談したり助けてくれる人が地域にいるような、縁のある社会を取り戻しています。</p>	<p>あいさつや声かけなど、日常の行いを通じて近隣 住民との関係を築き、その輪を広げていくことで、地域とつながりがある人を増やしていきます。</p>
	<p>(2)地域における見守り活動を推進する</p>	<p>区内の全地域で、高齢者や子どもなどの要援護者などに対する見守りネットワークが構築され、地域で孤立している人や家庭がいなくなっています。</p>	<p>地域包括支援センターの区域ごとに高齢者みまもり相談室を整備し、その活動内容を地域住民に周知します。また、町会・自治会などの小地域での地域見守り活動を推進し、重層的な地域見守りネットワークを構築していきます。</p>
	<p>(3)地域をつなぐ協働のしくみをつくる</p>	<p>地域課題に応じて関係者・機関が集まり、話しあいながら連携・協働していく場（プラットフォーム）が形成され、課題解決にむけた活動をしています。</p>	<p>地域で活動しているさまざまな個人、団体が、地域課題の解決にむけて連携・協働していく場（プラットフォーム）づくりを推進していきます。</p>

各主体が担う役割	平成 27 年度までの 到達目標	主な事業・活動
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 区民：あいさつや声かけを積極的に行って、困ったときに助けあえる隣人関係を築きます。 ◆ 町会・自治会等：小地域福祉活動等、地域の実情にあった福祉活動を推進します。 ◆ 福祉施設（事業者）：地域の方々が気軽に集まれるようなイベントを実施します。 ◆ 区、社会福祉協議会：近隣住民がつながりをつくる取り組みを支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域においてあいさつや声かけが、より広く、頻繁に行われるようになっていきます。 ◆ 小地域福祉活動がより多くの地域に広がっています。 ◆ 新しい住民と従来からの住民の交流が進んでいます。 ◆ 学校や児童館など地域の身近な施設を中心にした小地域の交流が進んでいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「すみだ やさしいまち宣言」の推進 ◆ ふれあいサロン ◆ おもちゃサロン ◆ 小地域福祉活動推進地区の拡大 ◆ 小地域福祉活動の実施マニュアルの活用
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 区民：手助けや支援を必要とする方を認識した場合は、日常生活の範囲で見守りを行います。／異変を感じた場合は、高齢者みまもり相談室やその他の福祉関係施設に情報提供を行います。 ◆ 福祉施設（事業者）：区民から情報提供を受けた場合は、高齢者みまもり相談室や区への橋渡しを行います。 ◆ 区、社会福祉協議会：区は社会福祉協議会と、見守りネットワークを構築します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域包括支援センターの区域ごとに、高齢者みまもり相談室が整備されています。 ◆ ふれあいサロン活動や小地域福祉活動が、多くの地区で行われています。 ◆ 高齢者みまもり相談室や子育て支援総合センターと小地域福祉活動などの地域活動との連携により、全区的に地域の見守りネットワークが整備されています。 ◆ 区民の見守り意識が高まっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高齢者みまもり相談室（再掲） ◆ 子育て支援総合センター（再掲） ◆ 要保護児童対策地域協議会の機能強化 ◆ 閉じこもり・うつ予防 ◆ ふれあいサロン（再掲） ◆ ミニ・デイサービス ◆ 会食 ◆ 多様な小地域福祉活動の展開 ◆ 小地域福祉活動間のネットワークづくり ◆ 障害児の社会参加と家族への支援（再掲）
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 区民、町会・自治会、地域団体：地域における福祉課題解決にむけたプラットフォーム形成の主体となります。 ◆ 福祉施設（事業者）：プラットフォームの一員となり、専門的な意見、過去の実例など、地域における課題解決にむけた支援を行います。 ◆ 社会福祉協議会：地域の課題に応じたプラットフォームの形成を推進します。 ◆ 区：地域プラザや区民活動センターなど、地域課題を協議する場を整備します。／地域の課題に応じたプラットフォームの形成を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 協議の場の整備が進んでいます。 ◆ 地域の課題に応じたプラットフォームの形成が進められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 協治（ガバナンス）の推進 ◆ 地域プラザ・地域ふれあい館の整備 ◆ 区民活動センター（仮称）の整備（再掲） ◆ 課題別プラットフォームの形成促進（再掲）

5. 付属資料②－墨田区地域福祉計画関係年表

年度	1992 平成4	1993 平成5	1994 平成6	1995 平成7	1996 平成8	1997 平成9	1998 平成10	1999 平成11	2000 平成12	2001 平成13	2002 平成14	2003 平成15	2004 平成16	2005 平成17	
国の動き等	1988 ・ゴールドプラン			・新ゴールドプラン					・社会福祉基礎構造改革 ・介護保険スタート ・社会福祉法施行 ・成年後見制度 ・ゴールドプラン21			・次世代育成支援推進法			
墨田区基本計画												協治(か)ハ'ナ)の考え方	基本構想・基本計画		
地域福祉計画	策定 内容 検討	策定	1993～2000 第一次墨田区地域福祉計画					第二次墨田区地域福祉計画							
	※老人保健法及び老人福祉法に基づく「老人保健福祉計画」 ※東京都地域福祉推進計画における「区市町村地域福祉計画」											改定	改定		
障害者行動計画	1983～1990 第1期行動計画			1991～2000 第2期行動計画						第3期行動計画(前期)					
障害福祉計画															
高齢者福祉総合計画 介護保険事業計画												第1期計画		第2期計画	
次世代育成支援行動計画															
区民の健康づくり総合計画	1984～	1989～	1994～					前計画							
地域福祉活動計画(社会福祉協議会)									1997～2001 第1次活動計画		前計画				
										改定				改定	

	2006 平成18	2007 平成19	2008 平成20	2009 平成21	2010 平成22	2011 平成23	2012 平成24	2013 平成25	2014 平成26	2015 平成27	2016 平成28	2017 平成29	2018 平成30	2019 平成31	2020 平成32	
	・介護保険制度改正 ・障害者自立支援法施行		・社会福祉法・介護保険10年		<ul style="list-style-type: none"> 19.8 厚労省通知 要援護者支援方を盛り込む事 20.3 これからの地域福祉のあり方研究会 「地域における『新たな支え合い』を求めて —住民と行政の協働による新しい福祉」 		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 2013年以降 ～超高齢社会～ 高齢化率 25.2% (2013) → 33.7% (2035) → 40.5% (2055) ※社会保障・人口問題研究所、平成18年12月推計 </div>									
計画 策定	墨田区基本計画					改定										
	第二次墨田区地域福祉計画					第三次墨田区地域福祉計画										
	第二次後期計画(現計画)					第三次後期計画										
	改定					改定 予定										
	第3期行動計画(後期)(現計画)					第4期行動計画(前期)										
	第1期計画		第2期計画			改定										
	第2期計画		第3期計画			改定										
	第3期計画		第4期計画			改定										
	前期計画			後期計画(現計画)												
	改定			改定												
	現計画												後期計画			
	前計画			改定												
	現計画			改定												

墨田区地域福祉計画

～みんな(協治)でつくる人にやさしい福祉のまち～

平成 23(2011)年 3 月

発行 墨田区

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号

TEL(03)5608-6150 FAX(03)5608-6938

編集 墨田区福祉保健部厚生課
